

こおりやまし

家族経営協定通信

令和7年3月発行 第18号

編集/発行 郡山市農業委員会

『家族経営協定』の事例紹介

「家族経営協定」は農業経営の方針や家族一人一人の役割・働き方について、家族みんなで話し合いながら取り決めていくものです。

近年では、新規就農や経営移譲のタイミングなど、家族のライフステージが変化したときに締結や見直しすることが増えております。事例を紹介しますので参考にしてみてください。

～小山さん一家の場合～

小山家は父 庄一さん・正子さんご夫婦と息子 順平さんの3人経営です。10年前に順平さんが就農し、水稻中心の庄一さん夫婦、水稻と野菜や果樹（ワイン用ブドウ）の複合経営をする順平さんとそれぞれ経営を分けて行っていました。

しかし、今後の経営発展の環境づくりのために、両経営を統合することにし、順平さんを経営の主とした家族経営協定を、昨年9月に締結しました。



小山さんより

新たに畑を開墾するにあたり、資金について日本政策金融公庫に相談したところ、家族経営協定の締結を勧められました。

協定書の作成を通して、今後の農業経営の方針について家族で話し合い、方向性を共有することができました。

今後も家族で協力し合いながら営農を行ってまいります。

家族経営協定を締結すると、農業経営改善計画（認定農業者）を共同申請することが可能となり、庄一さん、順平さんがそれぞれ認定農業者になりました。

これにより、将来を見据えた資金の借入れなど認定農業者が活用できる制度を、いずれの名義でも活用できることとなります。



家族経営協定を見直しましょう

家族経営協定は締結して終わりではありません。随時見直して、必要があれば家族経営協定の『再締結』を行います。



- 家族が新たに就農する
- 経営を委譲して経営主が変更になる
- 家庭環境の変化で介護や育児が必要になる

など、皆さんを取り巻く環境が変化した時が見直し、『再締結』のタイミングです。

郡山市農業委員会では、関係機関と連携しながら、協定の締結及び見直しのお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

ご存知でしたか？

家族経営協定締結のメリット

家族経営協定を締結することで、経営上の課題や取組内容を家族で共有し、農業経営の改善を進めることができます。

また、制度的にも様々なメリットがありますので、ぜひ、ご活用ください。

◎ 家族みんなが認定農業者

家族経営協定が結ばれると、夫婦や後継者等も認定農業者として共同申請が認められ、認定されると認定農業者の制度支援が受けられます。

◎ 農業者年金の保険料の補助が受けられます

青色申告のなどの一定の要件を満たす認定農業者等は、保険料の国庫補助（政策支援加入）

◎ 各種制度資金を活用できます

家族経営協定を結んでいる配偶者や後継者は、各種資金の貸付けの対象となります。

◎ 新規就農者を支援します

家族経営協定を締結し夫婦ともに新規に就農する場合、「経営開始資金」について、通常の交付に上乗せして支給を受けることができます。



国庫補助の要件や農業者年金制度の詳細について
ご質問やご相談がある場合は、お気軽にお問合せください。